○農林水産省告示第千四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年七月五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　埼玉県飯能市大字原市場字奥ノ窪一四九三、一四九四、一五〇三、字高谷一五〇五から一五〇八まで、一五〇九の一、一五〇九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年七月五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　埼玉県飯能市大字赤沢字鹿戸西八〇九の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年七月五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　静岡県駿東郡小山町上野字一沢一四二二の一・一四二二の二・一四二三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一四一七の五、一四一七の九、一四一八の二八、一四一九の四、一四一九の一二、一四二〇の六、一四二〇の七、一四二〇の一四から一四二〇の一六まで、一四二一の四、一四二一の一一、一四二一の一二、一四二一の一五、一四二一の二四、字下原一二七七の二七三（次の図に示す部分に限る。）、一二七八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字一沢一四一八の二八・一四一九の四・一四一九の一二・一四二〇の七・一四二〇の一四・字下原一二七七の二七三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年七月五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内字山中平乙四三九二、乙四四〇四の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年七月五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡塙町大字山形字中里一五五、一五六の一、一五七の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年七月五日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県倉敷市祐安字青江二〇三一の四、酒津字狼谷二〇四二の二三、字青江山二一六一の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年七月五日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県瀬戸内市邑久町尻海字殿屋敷四九六の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年七月五日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府亀岡市古世町千歳山二の六（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び亀岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年七月五日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県宮古市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

(一)　解除に係る保安林の所在場所　岩手県宮古市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び宮古市役所に備え置いて縦覧に供する。）